

徳島県南部総合県民局阿南庁舎窓口広告事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、徳島県広告事業実施要領（以下「要領」という。）に基づき、徳島県南部総合県民局（以下「県」という。）阿南庁舎窓口（以下「窓口」という。）における広告事業の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類)

第2条 窓口において実施する広告事業（以下「事業」という。）の種類は、窓口内における広告の掲示とする。

(広告の内容等)

第3条 掲載できる広告の内容等については、要領第3条によるものほか、別に定める。

(広告の規格等)

第4条 広告の規格、数量及び掲示場所等については、次のとおりとする。

(1) 壁面掲示ボード 2枚

外寸法 横760×縦1440mm 1枚
横775×縦1080mm 1枚

(2) パンフレットスタンド 2台

外寸法 470(w)×460(D)×1450(H)mm A4版用・2列10段 1台
500(w)×450(D)×1540(H)mm A4版用・2列6段 1台

(1), (2) ともに県が用意する。

(3) 掲示場所 別添図面のとおり

(契約期間)

第5条 契約期間は、1年以内とする。

(広告掲載の申し込み等)

第6条 広告主は、徳島県南部総合県民局阿南庁舎窓口広告事業掲載依頼書（様式1号）により、県に対し広告掲載の申し込み等を行うものとする。掲載中の広告内容の変更等を行う場合も同様とする。

(広告内容等の審査)

第7条 広告主は、掲載しようとする広告内容について、あらかじめ県の審査を受けなければならない。

2 広告主は、県から広告内容等の修正の指示を受けた場合には、これに従わなければならぬ。

(広告の作成及び掲載等)

第8条 広告の作成、取付、補修、撤去は、広告主の責任及び負担において行うものとする。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告内容に関するすべての事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により県及び第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、事業に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年11月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。